

令和7年3月5日提出

令和7年3月市議会定例会議案

(その3 議案第26号から議案第29号まで)

木 更 津 市

令和 7 年 3 月市議会定例会議案目録（その 3）

議 案 番 号	件 名	関 係 部 等	頁
議 案 第 2 6 号	令和 7 年度木更津市一般会計補正予算（第 1 号）	財 務 部	別冊
議 案 第 2 7 号	木更津市国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定について	市 民 部	1
議 案 第 2 8 号	木更津市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業並びに特定子ども・子育て支援施設等の運営に関する基準を定める条例及び木更津市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定について	健康 こども 部	3
議 案 第 2 9 号	業務委託変更契約の締結について	都 市 整 備 部	7

議案第27号

木更津市国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定について

木更津市国民健康保険税条例の一部を改正する条例を次のように制定する。

令和7年3月5日提出

木更津市長 渡 辺 芳 邦

木更津市条例第 号

木更津市国民健康保険税条例の一部を改正する条例

木更津市国民健康保険税条例（昭和50年木更津市条例第28号）の一部を次のように改正する。

第6条中「18,000円」を「20,000円」に改める。

第7条第1号中「22,000円」を「24,000円」に改め、同条第2号中「11,000円」を「12,000円」に改め、同条第3号中「16,500円」を「18,000円」に改める。

第8条中「100分の1.99」を「100分の2.13」に改める。

第9条中「11,000円」を「12,000円」に改める。

第10条中「100分の1.29」を「100分の1.44」に改める。

第11条中「12,000円」を「14,000円」に改める。

第23条第1項第1号ア中「12,600円」を「14,000円」に改め、同号イ（ア）中「15,400円」を「16,800円」に改め、同号イ（イ）中「7,700円」を「8,400円」に改め、同号イ（ウ）中「11,550円」を「12,600円」に改め、同号ウ中「7,700円」を「8,400円」に改め、同号エ中「8,400円」を「9,800円」に改め、同項第2号ア中「9,000円」を「10,000円」に改め、同号イ（ア）中「11,000円」を「12,000円」に改め、同号イ（イ）中「5,500円」を「6,000円」に改め、同号イ（ウ）中「8,250円」を「9,000円」に改め、同号ウ中「5,500円」を「6,000円」に改め、同号エ中「6,000円」を「7,000円」に改め、同項第3号ア中「3,600円」を「4,000円」に改め、同号イ（ア）中「4,400円」を「4,800円」に改め、同号イ（イ）中「2,200円」を「2,400円」に改め、同号イ（ウ）中「3,300円」を「3,600円」に改め、同号ウ中「2,200円」を「2,400円」に改め、同号エ中「2,400円」を「2,800円」に改め、同条第2項第1号ア中「2,70

0円」を「3,000円」に改め、同号イ中「4,500円」を「5,000円」に改め、同号ウ中「7,200円」を「8,000円」に改め、同号エ中「9,000円」を「10,000円」に改め、同項第2号ア中「1,650円」を「1,800円」に改め、同号イ中「2,750円」を「3,000円」に改め、同号ウ中「4,400円」を「4,800円」に改め、同号エ中「5,500円」を「6,000円」に改める。

第26条第1項中第4号を第5号とし、第3号の次に次の1号を加える。

(4) 国民健康保険法第59条各号のいずれかに該当する者

第26条第2項に次のただし書を加える。

ただし、納期限又は特別徴収対象年金給付の支払に係る月の3月前の末日までに申請書を提出できないことについてやむを得ない理由があると市長が認めるときは、この限りでない。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、令和7年4月1日から施行する。ただし、第26条の改正規定は、公布の日から施行する。

(適用区分)

2 この条例（第26条の改正規定を除く。）による改正後の木更津市国民健康保険税条例の規定は、令和7年度以後の年度分の国民健康保険税について適用し、令和6年度分までの国民健康保険税については、なお従前の例による。

提案理由

国民健康保険税の所得割額の税率の変更並びに被保険者均等割額及び世帯別平等割額の税額の変更等に伴い、関係条文の整備をしようとするものである。

議案第 28 号

木更津市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業並びに特定子ども・子育て支援施設等の運営に関する基準を定める条例及び木更津市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定について

木更津市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業並びに特定子ども・子育て支援施設等の運営に関する基準を定める条例及び木更津市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例を次のように制定する。

令和 7 年 3 月 5 日提出

木更津市長 渡 辺 芳 邦

木更津市条例第 号

木更津市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業並びに特定子ども・子育て支援施設等の運営に関する基準を定める条例及び木更津市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例

(木更津市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業並びに特定子ども・子育て支援施設等の運営に関する基準を定める条例の一部改正)

第 1 条 木更津市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業並びに特定子ども・子育て支援施設等の運営に関する基準を定める条例（平成 26 年木更津市条例第 17 号）の一部を次のように改正する。

第 37 条第 1 項中「第 42 条第 3 項第 1 号」を「第 42 条第 3 項」に改める。

第 42 条第 1 項中「第 5 項」を「第 7 項」に改め、同項第 1 号中「を行う」を「（次項において「保育内容支援」という。）を実施する」に改め、同項第 3 号中「第 4 項第 1 号」を「第 6 項第 1 号」に改め、同条中第 9 項を第 11 項とし、第 4 項から第 8 項までを 2 項ずつ繰り下げ、同条第 3 項各号列記以外の部分を次のように改める。

前項各号の代替保育連携協力者とは、第 1 項第 2 号に掲げる事項に係る連携協力を行う者であって、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、それぞれ当該各号に定めるものをいう。

第 42 条第 3 項第 1 号中「当該」を削り、「小規模保育事業 A 型若しくは小規模保育事業 B 型又は事業所内保育事業を行う者（同号において「小規模保育事業 A 型事業者等」という。）」を「小規模保育事業 A 型事業者等」に改め、同項を同条第 5 項とし、同条第 2 項各号列記以外の部分中「全てを満たすと認める」を「いずれかを満たす」に、「前項第 2 号」を「第 1 項第

2号」に改め、同項各号を次のように改める。

- (1) 特定地域型保育事業者が代替保育連携協力者を適切に確保した場合には、次のア及びイに掲げる要件を満たすと市長が認めること。

ア 特定地域型保育事業者と代替保育連携協力者との間でそれぞれの役割の分担及び責任の所在が明確化されていること。

イ 代替保育連携協力者の本来の業務の遂行に支障が生じないようにするための措置が講じられていること。

- (2) 市長が特定地域型保育事業者による代替保育連携協力者の確保の促進のために必要な措置を講じてもなお当該代替保育連携協力者の確保が著しく困難であること。

第42条中第2項を第4項とし、第1項の次に次の2項を加える。

- 2 市長は、特定地域型保育事業者による保育内容支援の実施に係る連携施設の確保が著しく困難であると認める場合であって、次の各号に掲げる要件の全てを満たすと認めるときは、前項第1号の規定を適用しないこととすることができる。

- (1) 特定地域型保育事業者が保育内容支援連携協力者を適切に確保すること。

- (2) 次のア及びイに掲げる要件を満たすこと。

ア 特定地域型保育事業者と保育内容支援連携協力者との間でそれぞれの役割の分担及び責任の所在が明確化されていること。

イ 保育内容支援連携協力者の本来の業務の遂行に支障が生じないようにするための措置が講じられていること。

- 3 前項各号の保育内容支援連携協力者とは、小規模保育事業A型若しくは小規模保育事業B型又は事業所内保育事業を行う者（第5項において「小規模保育事業A型事業者等」という。）であって、第1項第1号に掲げる事項に係る連携協力を行うものをいう。

附則第5条中「10年」を「15年」に改める。

（木更津市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正）

第2条 木更津市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例（平成26年木更津市条例第18号）の一部を次のように改正する。

第6条第1項第1号中「を行う」を「（次項において「保育内容支援」という。）を実施する」に改め、同項第3号中「第4項第1号」を「第6項第1号」に改め、同条中第5項を第7項とし、第4項を第6項とし、同条第3項各号列記以外の部分を次のように改める。

前項各号の代替保育連携協力者とは、第1項第2号に掲げる事項に係る連携協力を行う者であって、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、それぞれ当該各号に定めるものをいう。

第6条第3項第1号中「当該」を削り、「第27条に規定する小規模保育事業A型若しくは小規模保育事業B型又は事業所内保育事業を行う者（次号において「小規模保育事業A型事業者等」という。）」を「小規模保育事業A型事業者等」に改め、同項を同条第5項とし、同条第2項中「全てを満たすと認める」を「いずれかを満たす」に、「前項第2号」を「第1項第2号」に改め、同項各号を次のように改める。

(1) 家庭的保育事業者等が代替保育連携協力者を適切に確保した場合には、次のア及びイに掲げる要件を満たすと市長が認めること。

ア 家庭的保育事業者等と代替保育連携協力者との間でそれぞれの役割の分担及び責任の所在が明確化されていること。

イ 代替保育連携協力者の本来の業務の遂行に支障が生じないようにするための措置が講じられていること。

(2) 市長が家庭的保育事業者等による代替保育連携協力者の確保の促進のために必要な措置を講じてもなお当該代替保育連携協力者の確保が著しく困難であること。

第6条中第2項を第4項とし、第1項の次に次の2項を加える。

2 市長は、家庭的保育事業者等による保育内容支援の実施に係る連携施設の確保が著しく困難であると認める場合であって、次の各号に掲げる要件の全てを満たすと認めるときは、前項第1号の規定を適用しないこととすることができる。

(1) 家庭的保育事業者等が保育内容支援連携協力者を適切に確保すること。

(2) 次のア及びイに掲げる要件を満たすこと。

ア 家庭的保育事業者等と保育内容支援連携協力者との間でそれぞれの役割の分担及び責任の所在が明確化されていること。

イ 保育内容支援連携協力者の本来の業務の遂行に支障が生じないようにするための措置が講じられていること。

3 前項各号の保育内容支援連携協力者とは、第27条に規定する小規模保育事業A型若しくは小規模保育事業B型又は事業所内保育事業を行う者（第5項において「小規模保育事業A型事業者等」という。）であって、第1項第1号に掲げる事項に係る連携協力を行うものをいう。

附則第４項中「１０年」を「１５年」に改める。

附 則

この条例は、令和７年４月１日から施行する。

提案理由

子ども・子育て支援法施行規則等の一部を改正する内閣府令（令和７年内閣府令第７号）の施行に伴い、関係条例の整備をしようとするものである。

議案第 29 号

業務委託変更契約の締結について

市は、次のとおり業務委託変更契約を締結する。

令和 7 年 3 月 5 日提出

木更津市長 渡 辺 芳 邦

- | | | |
|---|-------------|--|
| 1 | 業 務 委 託 名 | 木更津市道 2 6 0 号線（富士見通り）電線共同溝工事委託 |
| 2 | 業務委託の場所 | 自 木更津市中央一丁目 2 番
至 木更津市富士見二丁目 3 番 |
| 3 | 業務委託の概要 | 木更津市道 2 6 0 号線（富士見通り）電線共同溝工事の施工及び施工監理 |
| 4 | 契 約 金 額 | 変更前 7 6 2, 1 0 0, 0 0 0 円（消費税及び地方消費税の額を含む。）
変更後 7 0 2, 7 6 0, 6 5 0 円（消費税及び地方消費税の額を含む。） |
| 5 | 契 約 の 相 手 方 | 千葉県千葉市中央区富士見二丁目 9 番 5 号
東京電力パワーグリッド株式会社
千葉総支社長 石部 晴久 |

提案理由

令和 3 年 9 月 2 4 日に可決された木更津市道 2 6 0 号線（富士見通り）電線共同溝工事委託について業務委託契約の変更契約の締結をするにあたり、議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例（昭和 3 9 年木更津市条例第 9 号）第 2 条の規定により、議会の議決を得ようとするものである。